

決議案第1号

決議案について

別紙のとおり「小谷安富議員に対する問責決議（案）」を議決されたく会議規則第14条の規定により提出します。

平成23年3月8日

加西市議会議長 森 元 清 藏 様

提案者 加西市議会議員 繁 田 基

賛成者 // 高 見 忍

// // 黒 田 秀 一

// // 桜 井 光 男

小谷安富議員に対する問責決議（案）

市議会議員は選良であり、言論の府である市議会においての言論の自由は保障されている反面、議会としての品位と秩序を保持する観点から、地方自治法や会議規則等において一定の制限が課せられている。

また、加西市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例（以下、政治倫理条例）では、市民全体の奉仕者として常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行い、清浄で民主的な市政発展に寄与することが明記されている。

さらに、その第3条の政治倫理基準の第1項第1号では、市長等は市の機関が行う届け出受理、許認可等に関し、特定の企業、個人、団体等のために不当に有利な取り計らいをせず、議員は不当な取り計らいをするように市の機関及び職員への働きかけを禁じている。

また、第1項第3号においても、市民全体の代表者として、その名誉と品位を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれる恐れのある行為を禁止している。

その上で、政治倫理基準に反する行為があるとの疑惑を持たれた場合は、自ら誠実な態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにする努力義務も課せられている。

昨年12月定例会において、小谷安富議員による利益供与疑惑が生じたために、それを解明する議員の利益供与疑惑調査特別委員会を設置し、計4回の調査が行われて、本定例会にその調査報告がなされた。

今回的小谷安富議員の一連の行動は、議員の利益供与疑惑調査特別委員会の三宅委員長から報告されたとおり、4回にわたる副市長及び関係部署の職員との協議、要望書を提出した法人と小谷安富議員とは知り合いでないが、コンサルとは知り合いであったこと。

また、小谷安富議員に自分の行動についての認識を確認すると『困っている市民があるための行動であったが、疑惑については、そんなつもりではなくとも疑惑を持たれてしまうのは仕方がない』と言われたこと。

さらに、本人は要望書の中身は承知していないとのことであったが、自分の親族が代表を務める会社名義の土地に、別の法人が経営する介護福祉施設を建設する計画書を付した要望書が提出されていたこと。副議長室において、小谷安富議員が子息に副議長のパソコンを使用させたことは、議員でなければできないことであり、第三者から見れば、議員の立場を利用していると見られても仕方がないこと。

中川市長から小谷安富議員に直接電話をして要望書提出の意向を確認されたこと。コンプライアンス条例に基づいた対応がなされていないこと。小谷安富議員の子息が代表を務める会社と加西市との随意契約に不備があることなど、限度を超えた執行者への圧力との指摘は免れず、利益を供与する疑惑は到底拭いきれない。

一方、議員からの申し出であっても、連続した4回の協議と主張する副市長の対応も、理解し難いものであることを指摘しておく。

これらの理由により、小谷安富議員に対し、強い意志を持ってその責任を問うものであり、この問責決議を重く受け止め反省を促すものである。

以上、決議する。

平成23年3月8日

兵庫県加西市議会